

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門第4回規制支援審議会
議事要旨（案）

日時：平成29年2月15日（水）13時30分～15時30分

場所：航空会館 504会議室

出席者（敬称略、順不同）：

委員：田尾委員長、青木委員、有田委員、小田委員、成合委員、山田委員

オブザーバ：迎、市川（原子力規制庁）

原子力機構：三浦、本間、与能本、中村、渡辺、田中、西山、岩井、大井川、塙

議事次第：

1. 前回答申への対応状況
2. 安全研究・防災支援部門の活動概況
3. 受託研究、共同研究、委託研究の実施状況
4. センター長の決裁権限の範囲とそれを越える決裁状況について

配布資料リスト：

- 規審4-0 : 議事次第（案）
- 規審4-1 : 規制支援審議会委員名簿
- 規審4-2 : 第3回規制支援審議会議事要旨
- 規審4-3 : 規制支援審議会の答申への対応について
- 規審4-4 : 安全研究・防災支援部門の活動概況
- 規審4-5 : 安全研究・防災支援部門の人員、予算の状況
- 規審4-6 : 受託研究、委託研究、共同研究の実施状況
- 規審4-7 : センター長の決裁権限の範囲とそれを越える決裁状況について
- 規審参4-1 : 「部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の
妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）
- 規審参4-2 : 規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について
－中立性・透明性の確保について－

議事：

1. 前回答申への対応状況

原子力機構から規審４－３に基づき、第３回規制支援審議会の答申の概要と答申への対応の概要について説明が行われた。

詳細は、以降の議事の中で確認することとされた。

２．安全研究・防災支援部門の活動概況

原子力機構から規審４－４及び規審４－５に基づき、安全研究・防災支援部門の活動概況について説明が行われた。

委員から、定年制職員以外の状況についての質問があった。原子力機構から、定年制職員以外に特定課題推進員が６０名程度おり、うち、３０名程度が安全研究を行い、３０名程度が安全研究のための施設の運営等を行っていることを回答した。

委員から、定年制職員の人数の今後の見通しについての質問があった。原子力機構から、将来的に、安全研究センターは９０名程度に、原子力緊急時支援・研修センターは３０名程度に増員する考えであることが回答された。

委員から、東日本大震災以降、減災も大きなテーマになっている中で、統計学、社会科学分野等も含めた人的リソースの充足状況及び現状認識についての質問があった。原子力機構から、現状の人員数で必ずしも十分ではないが、定年制職員を増やしていく等充足させる方向で取り組んでいること、幅広い分野全てを網羅することは困難なため、シビアアクシデントに重点化したり、防災研究にも取り組んでいることを回答した。

委員から、本来実施すべき研究に対する予算の充足状況及び現状認識についての質問があった。原子力機構から、受託研究費とのバランスで運営費交付金研究費は十分とは言い難い。一方で新たな研究に対しては、予算があっても該当分野の人材を育てていかなければ研究を行えないため、人材の確保が重要であることを回答した。

委員から、シビアアクシデント等の試験を外国で行っていた頃の知見を有する者が多くリタイアする状況にあるが、何か対応を考えているか。原子力機構から、課題として認識しており、６０歳を超える者も再雇用制度等で活用していくことが回答された。

委員から、施設中長期計画案において廃止とされているJMTRについて、代替措置を整理するよう要請があった。原子力機構から、文部科学省の審議会の下の作業部会で検討されており、そこに対しニーズを伝える等働きかけていることが回答された。

委員から、サイバー攻撃等に対する取組みについて質問があった。原子力規制庁から原子力規制庁の中でも別の部署が取り組んでいることが回答された。

３．受託研究、共同研究、委託研究の実施状況

原子力機構から規審４－６に基づき、受託研究、共同研究、委託研究の実施状況について説明が行われた。

委員から、再委託先における中立性に係る前回答申への対応について、規審参４－２のルールには「受託事業実施期間において」ということが明記されていない点の指摘があった。

また、原子力規制委員会からの「商用再処理施設の経年変化に関する研究」に係る受託事業に携わっている兼務者が当該受託とは異なるテーマの原子力事業者からの受託事業に携わっている点について、利益相反の問題は生じなかったことが確認されたが、ルールの「例外的措置」としての手続きが必要だったのではないかとの指摘があった。原子力機構から、前者はルールを定めた際の意図に添った運用をしており、後者は「例外的措置」には該当しないと考えていたが、ルールの記載が不十分で指摘のような疑義を抱かせてしまったため、修正を検討することが回答された。

4. センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況について

原子力機構から規審4-7に基づき、センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁状況についての説明が行われた。

センター長の決裁権限の範囲を越える決裁に係る前回答申への対応について了承された。

5. その他

原子力機構にて、本日の議事要旨、答申案をまとめ、後日委員にご確認いただくこととなった。

以上

【7月11日追記】

4. センター長の決裁権限の範囲を越える決裁に係る前回答申への対応については、関係者の交替に伴い、再検討が必要となったため、より実効性のある対応を該当案件に適用可能となるよう速やかに再検討し、次回審議会に諮ることとなった。